

臨時福祉給付金・

子育て世帯臨時特例

給付金の申請は

10月1日(水)で終了します



臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の申請は10月1日(水)(郵送の場合は当日消印有効)までです。期限を過ぎますと給付金を受け取ることができなくなり、申請が済みでない方は、至急申請をお願いします。

最終日に申請をされる方は、可能な限り市役所の窓口にお持ちいただくか、郵送の場合はお近くの郵便局の窓口からお出しください。

やむを得ずポストに投函される場合は、ポストの最終収集時刻をご確認の上、時間内に投函をお願いします。

◆支給対象者

◆臨時福祉給付金

平成26年度の市・県民税が課税されていない方が対象です(ただし、市県民税が課税されている方に扶養されている

る方、生活保護制度の被保護者の方などは除く)。

【子育て世帯臨時特例給付金】

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

①平成26年1月分の児童手当・特例給付(※)を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、児童1人あたり月額一律5千円が支給されることをいいます。

※所得制限限度額は、扶養親族の数が2人の場合、698万円(所得額)になります。くわしくはお問合せください。

※ただし、次の児童は対象外。

・「臨時福祉給付金」の対象となる児童

・生活保護制度の被保護者にあたる児童

◆申請場所・受付時間

①茂原市役所

「臨時福祉給付金」は、臨時福祉給付金事務室(5階)

「子育て世帯臨時特例給付金」は、子育て支援課(2階)

②本納支所

※①・②とも受付時間は、月9時~17時(休日を除く)

◆振り込め詐欺にご注意を!

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に関して、市役所などが

・ATM(金融機関等の現金自動預払機)の操作をお願いします。

・手数料の振込を求め、絶対ではありません。

ただし、申請後に申請書等の内容に不備があった場合などは、市役所から問い合わせの電話連絡等をする場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

お問い合わせは、

◆臨時福祉給付金に関する事

臨時福祉給付金事務室(5階)

☎21573、FAX2016105、

・子育て世帯臨時特例給付金に関する事

子育て支援課(2階)

☎21573、FAX201610へ。

子育て支援課(2階)

☎201573、FAX201610へ。

※電話受付時間

月9時~17時(休日を除く)

平成26年12月から

児童扶養手当制度の

支給対象を拡大

これまで公的年金給付等の受給者等については支給対象とされませんでした。平成26年12月から公的年金給付等の額に比べて、児童扶養手当の額の一部を支給することができるよう改正されます。

児童扶養手当は父母の離婚等により、親と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

支給対象者は、次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の3月31日までの児童(心身に基準以上の障害を有する児童は20歳になる誕生日まで)を監護している母親、児童を監護し、かつこれと生計を同じくする父親または、父母にかわってその児童を養育している方です。

①父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童

②父または母が死亡した児童

③父または母が重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害にある児童

④父または母の生死が明らかでない児童

⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑧未婚の母の児童(認知されている児童を含む)

⑨その他、生まれたときの事情が不明である児童

※ただし、状況によっては支給に該当しない場合もあります。

お問い合わせは、

子育て支援課(2階)

☎21573、FAX201610へ。

お問い合わせは、

子育て支援課(2階)

☎21573、FAX201610へ。

お問い合わせは、

子育て支援課(2階)

☎21573、FAX201610へ。

お問い合わせは、

子育て支援課(2階)

☎21573、FAX201610へ。